

2015年
2月15日
第2246号

発行所 愛知民報社

〒460-0007 名古屋市中区新栄三丁目 12 番 25 号
愛知あかつき会館内
☎(052)251-2925 FAX(052)261-6063
定価 月 400 円 郵送料 164 円 1 部 100 円
毎週日曜日発行 (第 5 日曜日は休刊)
1966 年 7 月 31 日第三種郵便物認可

週刊

愛知民報を
周りの人に

政務調査費の乱用、不正 出るわ、出るわ



■レッドカード

愛知県議・名古屋市議が 1 人当たり月額 50 万円、年間 600 万円まで使える政務調査費（現在・政務活動費）。

過去最悪の「子どもの貧困」、若者を使いつぶすブラック企業の横行、介護・医療難民…。その一方で、血税を私物化する議員。

問題議員は、減税日本をはじめ自民、民主、公明に及んでいます。

■公金意識マヒ

2011 年の名古屋市長選挙で議員の既得権益打破を看板に大躍進した河村市長の減税日本。初代の市議団長が公約違反の費用弁償取得で辞職。

金権政治の「本家」自民党からも続々。民主や公明からも問題支出が出ています。サッカーなら、日本共産党以外はレッドカード（退場）です。

■共産躍進で 総与党にきびしい 審判を

「オール与党総腐敗」状態を変える決め手は、愛知県議会でも名古屋市議会でも日本共産党を大躍進させ、オール与党に「公金私物化ノ」の審判を突きつけることです。

新聞各紙が報道した県議会と名古屋市議会の政務調査費・活動費の不適正使用

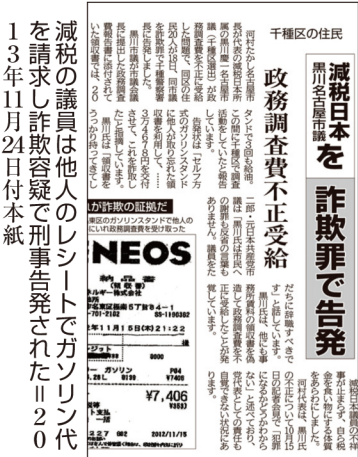
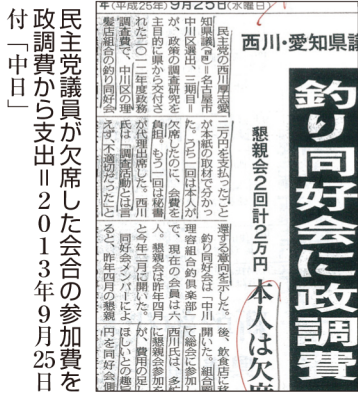
- 則竹勅仁（市議・中区、減税） 減税日本市議団初代団長。公約に反する費用弁償受領、政調費の不適切処理が発覚。市議辞職。
- 河合優（市議・緑区、減税） 政調費で不適切なコミック本を購入、公費で女性同伴の私的旅行、ポルシェに乗り当て逃げ事件をおこす。減税除名。
- 中村孝太郎（市議・昭和区、減税） 則竹氏の政調費不適切処理を「問題ない」と発言。市議会議長を辞任。
- 錦見輔（県議・天白区、減税） 地元秘書給与を水増しし政調費を不正受給。河村名古屋市長の政治資金パーティー代の一部にも充当。県議辞職。
- 中村孝道（市議・南区、減税） 地元秘書給与を水増しし政調費を不正受給した疑惑。減税除名。
- 黒川慶一（市議・千種区、減税） 事務所賃料領収書を偽造し政調費を受給。セルフガソリンスタンドに置き忘れてあった他人のレシートを使い、政調費でガソリン代を受給。
- 小出典聖（県議・千種区、自民） 架空の会合費を計上し、政調費を不正受給。領収書の添付を必要とせず、議員本人が記載、押印すれば請求できる「支払証明書」を悪用。発覚後に辞職。
- 西川厚志（県議・中川区、民主） 欠席した釣り同好会の会合費に政調費を充てた。
- 鈴木孝昌（県議・豊橋市、自民） 出席していない地元自治会会合の参加費に政調費を充てた。
- 筒井タカヤ（県議・名東区、自民） 靈感商法が問題になった統一教会系の国際勝共連合機関紙代に政調費を充てた。
- 久保田浩文（県議・稲沢市、自民） 自民党国会

- 議員の政治資金パーティー代に政調費を充てた
- 小林功（県議・豊川市、自民党） 自民党国会議員の政治資金パーティー代に政調費を充てた
- 杉浦孝成（県議・高浜市、自民） 大村愛知県知事の政治資金パーティー代の一部に充当。
- 須崎幹（県議・天白区、自民） 国会議員の政治資金パーティー代に政調費を充当。
- 鈴木喜博（県議・丹羽郡、自民） 国会議員の政治資金パーティー代に政調費を充当。
- 宮地美角（県議、緑区、減税） 河村市長の政治資金パーティー代に充当。
- 加藤喜久江（県議・昭和区、減税） 政調費から、父親所有建物に議員事務所家賃や市内で飲食店を営む親族に人件費を支払い。
- 柴田高伸（県議・知立市、民主離党） 政調費で給与を支払った親族から、自分の政治団体に寄付を受けた。政調費還流の疑い。
- 三浦孝司（県議・豊田市、自民） 出入り業者から白紙領収書をもらい使途、金額を勝手に記入して政務活動費を受給。
- 柏熊光代（県議・豊橋市、民主） 豊橋一名古屋間の新幹線指定席券代を74回分請求。実際は自由席に乗っていた。
- 半田晃士（県議・西区、減税） 政調費73万円で知人女性に海外視察を委託。調査報告書がほぼ全部コピペだったことが判明。減税離党。
- 犬飼明佳（県議・北区、公明） 「北区にて福祉行政に関する意見収集」として、中区錦3丁目の駐車料を政務活動費から受給

自民党

民主党

減税日本



愛知県議76名が

「不当利得」

2009 年度に愛知県議会の自民、民主、公明の各会派に支出された政務調査費が事務所家賃や自動車のリース代に使用されたのは違法だとして、名古屋市民オンブズマンが知事を相手取り、計8115万円を返還させるよう求めた訴訟の判決で、名古屋地方裁判所は2014年1月16日、主張を一部認め、不当利得にあたるとする約2860万円の返還を3会派に求めるよう知事に命じました（原告、被告双方が控訴）

会 派 名	不当利得が指摘された県議（2009年）	民主党県議団 1204万8121円	公明党県議団 342万3934円
自民党県議団 1313万1677円	筒井タカヤ、川本明良、内田康宏、小林功、松川浩明、奥村悠二、鈴木孝昌、深谷勝彦、伊藤勝人、杉浦孝成、吉田徳保、酒井庸行、大見正、森下利久、坂田憲治、須崎かん、川嶋太郎、加藤精重、鈴木愿、大竹正人、寺西学、日高昇、浜田一徳、直江弘文、小出典聖、吉川伸二、長坂康正、三浦孝司、沢田丸四郎、浅井喜代治、中野治美、吉田真人、石黒栄一、伊藤辰夫、原欣伸、藤川政人	塚本久、西川厚志、柏熊光代、近藤良三、山田幸洋、住田宗男、浜崎利生、高橋正子、森井元志、久野てつお、水谷満信、かじ山義章、中村すむ、安藤としき、長江正成、古俣泰浩、浅井よしたか、谷口友美、柴田高伸、鈴木あきのり、天野まさき、小山祐、榊原康正、黒川節男、富田昭雄、波形昌洋、杉岡和明、中村友美、原田信夫、水野豊明、仲敬助、渡辺まさし、金澤利夫	桂俊弘、鬼頭英一、岩田隆喜、渡会克明、木藤俊郎、小島丈幸、米田展之

判決文より作成。金額は不当利得合計額。県議名は順不同。